

議案第 8 号

平 23 都市計画第 308 号
平成 23 年 (2011 年) 7 月 27 日

山口県都市計画審議会会長 様

山口県知事 二 井 関 成

豊浦都市計画区域の変更について (諮問)

豊浦都市計画区域を下記のとおり変更することについて、都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 5 条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

1 都市計画区域の名称

下関北都市計画区域

2 都市計画区域の変更に係る土地の区域

追加する土地の区域

下関市菊川町大字貴飯、菊川町大字久野、菊川町大字日新、菊川町大字上岡枝、菊川町大字檜崎、菊川町大字吉賀、菊川町大字七見、菊川町大字西中山、菊川町大字下岡枝、菊川町大字田部、菊川町大字上田部、菊川町大字東中山、菊川町大字上保木、菊川町大字上大野、菊川町大字下大野、菊川町大字縦ノ木、菊川町大字道市、菊川町大字下保木、菊川町大字轡井、大字植田、大字内日上、大字内日下及び大字蓋井島

3 変更の理由

豊浦都市計画区域(昭和 50 年指定)並びに下関市菊川地区、内日地区及び蓋井島地区は、市町合併により同一の行政区域内になっており、また、地形などの自然条件や通勤通学、物流などの社会・経済条件、行政施設、都市施設等の配置等において一体性を備えているものと考えられます。

このため、周辺の宅地開発が進みつつある菊川地区を新たに豊浦都市計画区域に編入し、併せて内日地区及び蓋井島地区を同区域へ編入変更し、一体の都市として整備、開発及び保全を図ろうとするものです。

